

～社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について～

【法人事業者が法人税確定申告書等を提出される場合】

法人税確定申告書や消費税及び地方消費税確定申告書などの税務関係書類については、提出の都度、法人番号の記載が必要です。

※ 本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

【役員・従業員の皆様が個人で所得税確定申告書等を提出される場合】

所得税確定申告書や消費税及び地方消費税確定申告書などの税務関係書類には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要であるとともに、提出時には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

なお、過去の申告手続等において、マイナンバーを記載した申告書等を税務署に提出している場合であっても、提出の都度、マイナンバーの記載及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要ですのでご注意ください。

※1 e-Taxにより申告手続等を行う場合には、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

※2 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類（通知カード等）の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

※3 国税庁からの通知などを格納するe-Taxの個人納税者に係るメッセージボックスの閲覧には、原則、マイナンバーカードなどの電子証明書による認証が必要です。

【本人確認書類の例】

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

法人番号公表サイト



www.houjin-bangou.nta.go.jp